

# 地方独立行政法人大阪市立工業研究所アドバイザーの設置等に関する規程

制定 平成24年4月1日 規程第562号

## (設置)

第1条 地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）の経営及び事業運営等に関し、理事長又は理事長の指示を受けた者（以下「理事長等」という。）が、企業経営者や学識経験者から実践的・専門的な助言を受けるため、法人アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

## (委嘱手続等)

第2条 アドバイザーは、法人職員の身分を有しない者から、理事長が委嘱する。

2 法人は、前項の委嘱に先立ち、第6条に定める守秘義務を遵守する旨の承諾書の提出を求めなければならない。

## (委嘱期間)

第3条 アドバイザーの委嘱期間は、1年以内とする。ただし、再任は妨げない。

## (助言の方法)

第4条 理事長等が、アドバイザーの助言を受ける必要があると認めるときは、原則として、理事長等が対面（電話会議又はテレビ会議による場合を含む。以下同じ。）により助言を受けるものとする。

2 理事長等は、前項の規定に基づくほか、電話、電子メールその他の通信手段を用いて助言を求めることができる。

## (謝礼の支払い)

第5条 法人は、対面によりアドバイザーから助言を受けた場合、又は、理事長等の依頼によりアドバイザーが会議に出席した場合、別表に定める謝礼を支給する。

2 法人は、対面によりアドバイザーから助言等を受けた場合、又は、理事長等の依頼によりアドバイザーが会議に出席した場合、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員旅費規程を準用し、実費弁償を支給する。

## (守秘義務)

第6条 アドバイザーは、助言その他法人職員との接触等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、公知の事実については、その限りではない。その職を退いた後も、また、同様とする。

## (雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は法人及びアドバイザーの協議により定めることとする。

## 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

## 別表（第5条関係）

2時間以下の場合	2時間を超え 3時間以下の場合	3時間を超え 4時間以下の場合	4時間を超える場合
14,000円	21,000円	28,000円	35,000円